

災害時の歯科医療救護活動に関する協定書

災害時における歯科医療救護活動の万全を期するため、音更町、土幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町（以下「甲」という。）と社団法人十勝歯科医師会（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲が地域防災計画に基づき行う歯科医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（救護班の派遣）

第2条 甲は、地域防災計画に基づき歯科医療救護活動を実施する必要が生じたときは、乙に対し災害時歯科医療救護活動等要請書（様式第1号）により救護班の編成及び派遣を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、直ちに救護班を編成し、当該救護班を救護所等に派遣するものとする。

（災害医療救護計画の策定、提出及び報告）

第3条 乙は、前条の規定により、歯科医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、要請された医療救護活動等を完了したときは、速やかに歯科医療救護活動報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（救護班の業務）

第4条 乙が編成する救護班は、甲が避難所、災害現場等に設置する救護所等において歯科医療救護活動を実施するものとする。

2 救護班の業務は、次のとおりとする。

（1）歯科医療を要する傷病者に対する応急処置

（2）後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定

（3）避難所内における転送困難な患者及び軽易な患者に対する歯科医療及び衛生指導

（4）検死及び検案に関する法歯学上の協力

（救護班に対する指揮命令等）

第5条 救護班に対する指揮命令及び歯科医療救護活動に関わる連絡調整は、甲の指定した者が行う。

（医薬品の補給等）

第6条 甲は、医薬品及び衛生材料の補給、救護班の輸送、通信の確保等、歯科医療救護活動が円滑に実施されるために必要な措置を講ずるものとする。

（収容医療機関の指定）

第7条 乙は、甲が行う傷病者の収容医療機関の指定に関し、協力を行うものとする。

(医療費)

第8条 救護所等における医療費は、無料とする。

2 収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(費用弁償等)

第9条 甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護活動を実施した場合に要する経費のうち次に掲げるものは、甲が負担する。

(1) 救護班の編成及び派遣に要する費用

(2) 救護班が携行した医薬品を使用した場合の実費

(3) 救護班員が歯科医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助金

(4) 前各号に該当しない費用であって、この協定の実施のために要したもの

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

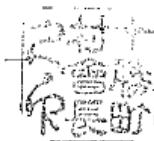
(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲から委任を受けた十勝町村会会長と乙が記名押印の上、各自その1通を保有し、各町村長はその写しを保有する。

平成19年 7月 6日

甲 代理人 十勝町村会会長 金澤 紘



乙 社団法人 十勝歯科医師会

会長 有田 修造

